

令和5年8月30日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、京成建設株式会社（所在地 千葉県船橋市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

- 総務部契約課 課長 佐野 幸雄 （内線：2511）
- 総務部契約課 課長補佐 西原 弘之 （内線：2517）
- 企画部技術管理課 課長 荒井 幸雄 （内線：3311）
- 企画部技術管理課 課長補佐 長谷川 勇人 （内線：3315）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

- 総務部契約管理官 田口 由美子 （内線：5880）
- 総務部経理調達課 課長 野路 靖雄 （内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
京成建設株式会社	千葉県船橋市宮本4-17-3

2. 指名停止措置期間

令和5年8月30日から令和5年9月12日まで（2週間）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、千葉国道事務所発注の「R4圏央道多古地区改良その3工事」において、令和5年1月30日16時30分ごろ、自走式土質改良機にて土質改良作業終了後、固化材ホッパ内の清掃中に、固化材ホッパ内に入った作業員が、回転中の固化材アーチブレードに挟まれ、死亡する工事関係者事故を発生させた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

<指名停止等の措置要領別表第1第7号>

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内